（略）			
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ	滑走路Ｂの過走帯の末端

(4)　（略）

(5)　滑走路Ｄに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（標準式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から滑走路中心線の延長線上八百七十メートルまでの間
	発光ダイオード、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度七千百カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから八百七十メートルまでの間
進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路Ｄの23側接地帯の左外側に一灯列四個
滑走路末端灯	発光ダイオード、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万四千カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路Ｄの末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	発光ダイオード、航空緑の不動光	一万千カンデラ	滑走路Ｄの23側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	発光ダイオード、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千三百カンデラ、航空赤千七百カンデラ	滑走路Ｄの中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル
接地帯灯	発光ダイオード、航空可変白の不動光	六千五百カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から九百メートルまでの滑走路上
（略）			

（略）			
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	滑走路Ｂの過走帯の末端

(4)　（略）

(5)　滑走路Ｄに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から滑走路中心線の延長線上八百七十メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万九千カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから八百七十メートルまでの間
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路Ｄの23側接地帯の左外側に一灯列四個
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路Ｄの末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路Ｄの23側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千五百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路Ｄの中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル
接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	七千二百カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から九百メートルまでの滑走路上
（略）			

○国土交通省告示第三百九十一号

稚内空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　稚内空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　稚内空港内　北海道稚内市
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年三月十九日